

2008年6月16日

**岩手・宮城内陸地震 被災地域のご契約に対する特別の取扱い  
および被災されたみなさまへの支援について**

このたび岩手・宮城内陸地震により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。また、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、岩手・宮城内陸地震により被災されたみなさまに対し、以下のとおり、ご契約の特別の取扱いおよび支援を開始しておりますのでご連絡いたします。

災害救助法適用地域（法適用日6月14日）のご契約に対する特別の取扱いについて

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を延長（最長6ヵ月）いたします。

2. 保険金・給付金、契約者貸付金等の簡易迅速なお支払いの取扱い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをいたします。

※なお、地震による免責条項は適用せず、災害関係保険金・給付金の全額をお支払いいたします。

被災者支援の実施について

・ 支援物資の提供

被災者支援を目的として、6月16日に岩手南支社、仙台支社へ合計10,000本（各支社5,000本）のタオルを送付いたしました。